

[事案 2019-248] 契約内容変更請求

・令和2年5月29日 裁定打ち切り

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約内容の変更を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成29年8月に契約した積立利率金利連動型年金保険について、以下等の理由より、年金受取の基準となる為替レートの設定（以下「設定レート」）を随時変更できるようにしてほしい。また、相続時の非課税枠が活用できる保険に加入し直したい。

- (1) 加入時の目的は、自分に万が一のことが起こった時に配偶者が生活できるように、毎月決まった金額を受け取るためだったが、本契約は為替レートによって入金されない月があるため、意向に合っていない。
- (2) 募集人は、自分の意向を把握しているはずであるのに、説明の内容と違う保険に加入していた。
- (3) 加入後に、本契約は相続時の非課税枠が活用できないことを知った。契約時の説明と異なっている。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、パンフレットに基づいて説明を行っており、設定レートが随時変更できるといった説明はしていない。
- (2) 契約時に、申立人から相続税の非課税枠についての言及はなかった。また、募集資料には相続時の非課税枠の記載はないため、募集人が誤った説明を行ったとは考えられない。
- (3) 申立人は、為替の動向により決定される年金受取の仕組みを十分理解のうえで設定レートを設定し、その後に変更の手続きを行っていることから、契約当初より、毎月の年金受取よりも為替リスクへの対応を優先していたといえる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を把握するため、募集人の上席者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件の審理中に申立人が死亡したため、相続人代表者による手続の承継が必要であると判断したが、相続人の協力が得られなかったため、裁定手続を打ち切ることとした。